



平成 20 年 2 月 28 日

各 位

会社名 株式会社 トライアイズ
代表者 代表取締役社長 池田 均
(コード 4840 大証ヘラクレス市場 G)
問合せ先 取締役経営企画部長 赤根 克洋
電 話 0 3 (5 7 7 4) 9 6 5 1

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 20 年 2 月 28 日開催の取締役会において、会社法 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 買付け等の目的

当社は、平成 20 年 2 月 28 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、当社の資本改善及び株主への利益の還元、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とすることを目的として、自己株式の取得を行うことを決議致しました。これに伴い、当社の自己株式を対象として本公開買付けを行うものであります。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容（平成 20 年 2 月 28 日公表）

(1) 決議内容

種類	総数	取得価額の総額
普通株式	600,000 株	1,598,400,000 円

(注) 発行済株式総数に対する割合 33.30% (小数点以下第三位を四捨五入)

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 買付け等の期間

①買付け等の期間

平成 20 年 2 月 29 日（金曜日）から平成 20 年 4 月 10 日（木曜日）まで（29 営業日）

②公開買付開始公告日

平成 20 年 2 月 29 日（金曜日）

(2) 買付け等の価格

1 株につき金 2,664 円

(3) 買付け等の価格の算定の基礎

当社は、本公開買付けの買付け等の価格（以下「本買付価格」といいます。）決定に際して、基礎となる当社株式の適正な時価として、直近の株価を重視し、当社株式の本公開買付けを決議する取締役会開催日の前営業日（平成 20 年 2 月 27 日）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値が妥当であるとの結論に至りました。また、公開買付けに応募せずに当社株式を保有し続ける株主の利益を尊重する観点に立って、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが望ましいものと判断致しました。また、過去の自己株式の公開買付けの事例を勘案し、最終的に、本公開買付けを決議した取締役会開催日の前営業日（平成 20 年 2 月 27 日）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値 2,810 円に対して約 5%のディスカウントとなる 2,664 円を本買付価格とすることを決定致しました。

(4) 買付予定の株券等の数

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	600,000 株	—	600,000 株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(600,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 応募株券等の総数が買付予定数(600,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法第27条の22の2第2項において準用する同法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注3) 単元未満株式については、本公開買付けの対象と致しません。

(注4) 発行済株式総数に対する割合 33.30% (小数点以下第三位を四捨五入)

(5) 買付け等に要する資金

1,631 百万円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金、買付手数料、その他本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸経費の見積額の合計です。

(6) 決済の方法及び開始日

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

日本アジア証券株式会社 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目7番9号

②決済の開始日

平成20年4月17日(木曜日)

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を決済の開始日以降遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買い付けられた株式に対する課税関係について

(イ) 個人株主の場合

買付代金と買い付けられた株式に係る取得価額との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税にかかる源泉徴収税額(買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、原則として、その7%に相当する金額)が差し引かれます。なお、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、公開買付代理人に対して平成20年4月10日までに租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日(平成20年4月16日)までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

(ご参考) 平成19年12月31日現在の自己株式の保有

発行済株式総数 1,801,685.41 株

自己株式数 11,370.91 株

以 上